

第2回「兵庫県ツキノワグマ対策連絡会議」 次 第

日時：令和8年5月18日(月) 14:00~14:30
場所：県庁2号館5階庁議室 (web併用)

- 1 ツキノワグマの生息・目撃状況等
- 2 ツキノワグマの初夏の食性と行動
- 3 被害対策
- 4 知事メッセージ

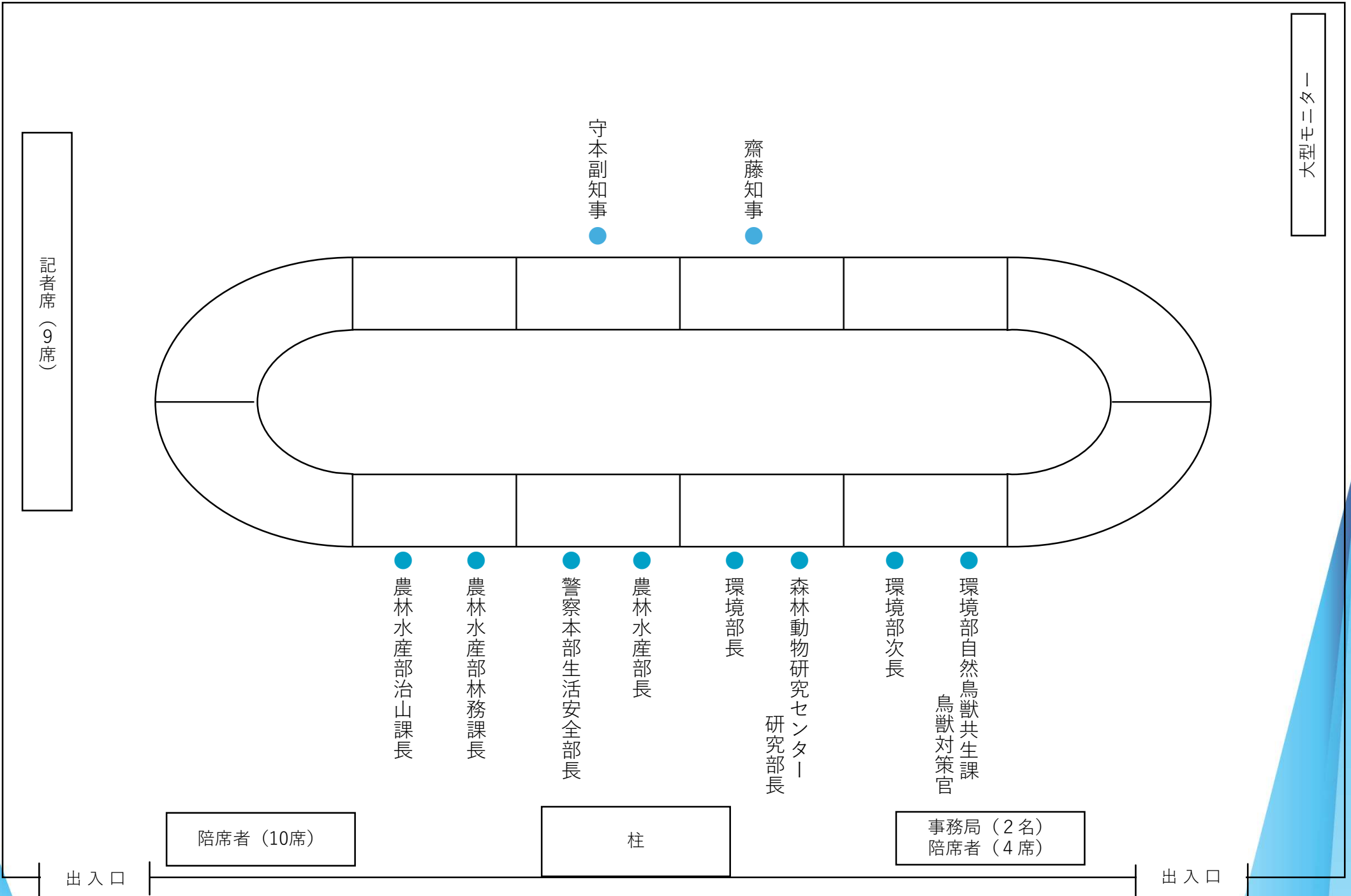
【出席者】

	所属・職名等	氏名
会長	知事	齋藤 元彦
副会長	副知事	守本 真一
構成員	農林水産部長	菅村 哲也
	環境部長	上西 琴子
	森林動物研究センター 研究部長	横山 真弓
	神戸県民センター長	小倉 陽子
	阪神南県民センター長	團野 礼子
	阪神北県民局長	小野山 正
	東播磨県民局長	近都 学
	北播磨県民局長	梅田 孝雄
	中播磨県民センター長	井野 健三郎
	西播磨県民局長	中野 恭典
	但馬県民局長	上田 英則
	丹波県民局長	福井 昌樹
	淡路県民局長	長友 幸一
	兵庫県警察本部 生活安全部長	仁科 年正

	所属・職名等	氏名
関係課	農林水産部林務課長	山崎 寛
	農林水産部治山課長	福井 康弘
事務局	環境部次長	大戸 満成
	環境部自然鳥獣共生課 鳥獣対策官	中川 幸二
	環境部自然鳥獣共生課 副課長兼鳥獣保護管理班長	石川 修司
	環境部自然鳥獣共生課 被害対策班長	岩崎 幸太郎

第2回 兵庫県ツキノワグマ対策連絡会議 配席図

場所：県庁2号館5階 庁議室

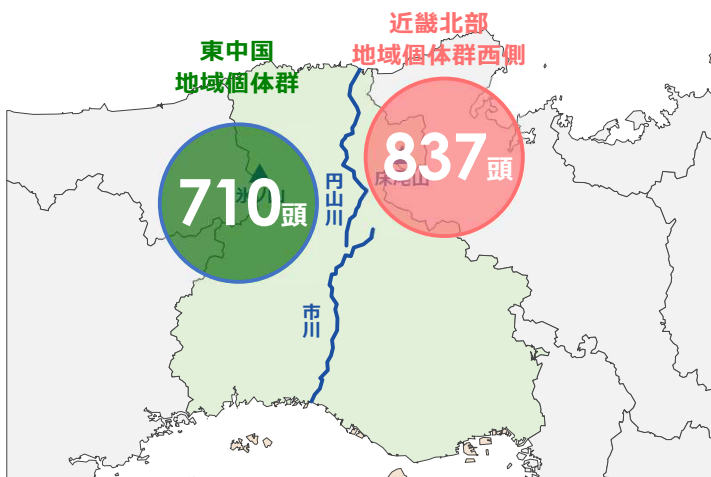


1 ツキノワグマの生息・目撃状況等

本県に属するツキノワグマ地域個体群の生息数は、絶滅のおそれがないレベルの個体数（400頭以上）となる一方、毎年、集落周辺での出没が相次ぎ、住民不安の増加や人身事故の発生が危惧

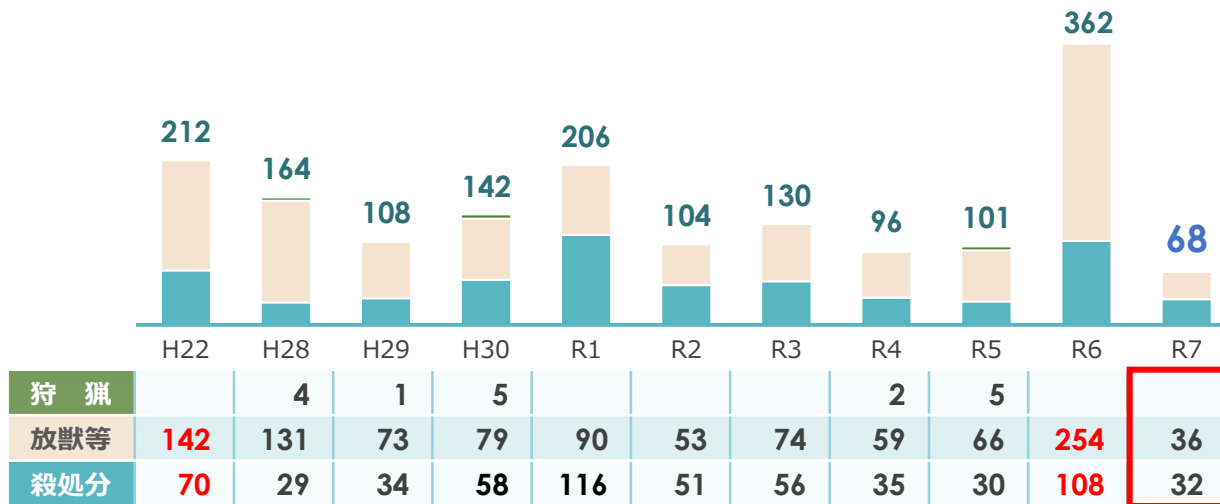
集落へのクマ出没や人身事故の発生を未然に防ぐため、平成29年度から集落内の柿などの誘引物の除去（被害管理）や、集落周辺での捕獲の強化（個体数管理）、奥山等のクマ生息地での広葉樹林の育成（生息地管理）などの取組を総合的・計画的に実施

地域個体群の分布状況



※ 生息数は推定中央値

ツキノワグマ捕獲数の推移（単位:頭）



※ R8.3月末時点

堅果類(ドングリ類)の豊凶とクマの目撃・痕跡及び人身被害件数

- クマの目撃・痕跡件数は、コナラやブナ等の堅果類(ドングリ類)の豊凶により増減している

年 度	H22	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目撃・痕跡件数 ※	1,623	978	490	638	787	520	589	509	524	1,128	510
人身被害件数	4	3	2	0	2	2	2	0	0	2	1
堅果類の豊凶	大凶	凶	豊	並	凶	凶	並	並	凶	大凶	豊

※ R8.3月末時点

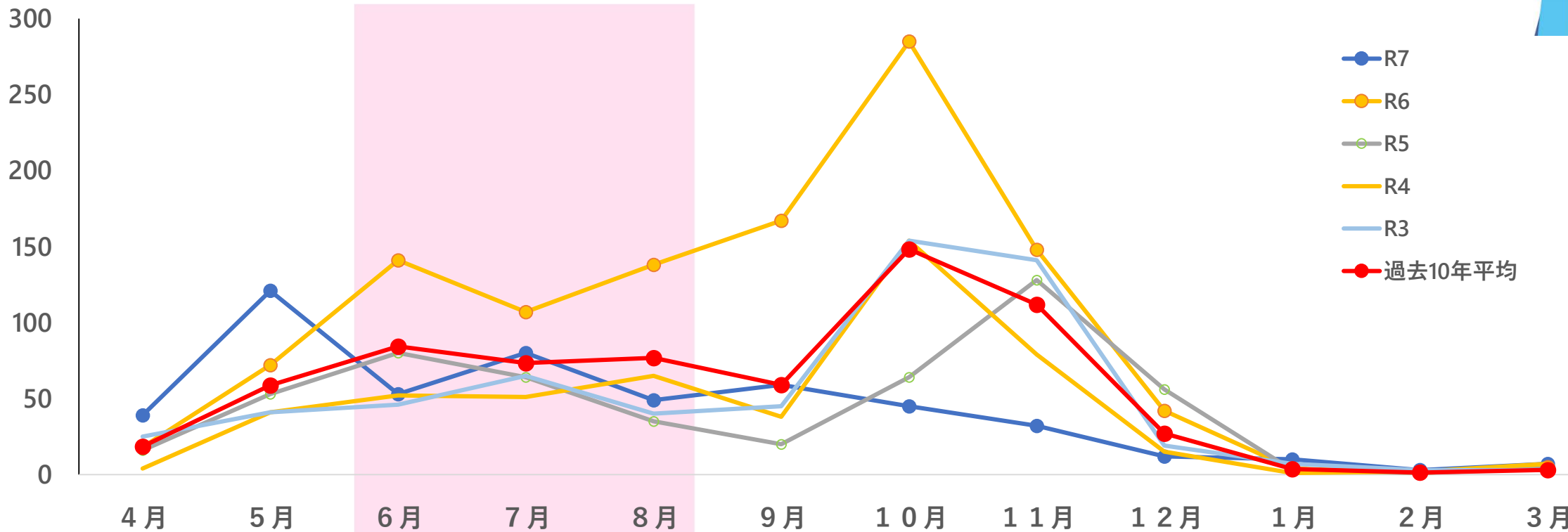
ツキノワグマの一年の暮らし

季節に合わせた暮らしと繁殖サイクル



目撃情報の推移

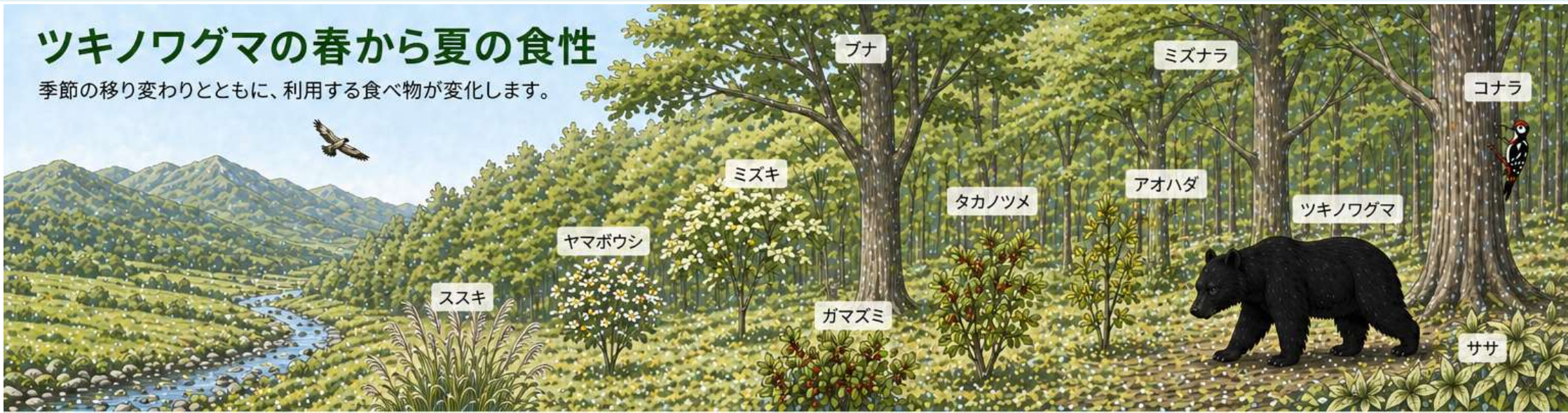
▶▶ 初夏は、繁殖のためクマの行動範囲が広がり、目撃は増加傾向



2 ツキノワグマの初夏の食性と行動

ツキノワグマの春から夏の食性

季節の移り変わりとともに、利用する食べ物が変化します。



春 (4~5月)

山菜類・広葉樹の新芽・タケノコ



雪解け後、山菜や木の新芽、タケノコなどを食べて、冬の間に減った体力を回復します。

初夏 (6月)

木の実 (桜の実・桑の実など)



6月になると、桜の実や桑の実などの果実類が食べ物になります。

夏 (7月以降)

社会性昆虫 (ハチ・アリなど)



7月以降は、ハチやアリなどの社会性昆虫を多く食べるようになります。



ツキノワグマは、季節によって利用できる食べ物をうまく選びながら、栄養をつけています。
春先は人が好む山菜やタケノコなどを好むため、一人で山菜取りに行くのは避けましょう。



3 被害対策

県民の安全・安心等を確保するための管理目標

- ① 人身被害ゼロ
- ② 被害管理の充実強化による人の生活圏への出没防止
- ③ 「東中国地域個体群」及び「近畿北部地域個体群西側」の推定生息数 400 頭 以上の維持

兵庫県におけるツキノワグマの管理体系

※ **住民** **市町** **県** **警察** は、各対策の連携機関

区分	被害管理	個体数管理	生息地管理
森林ゾーン <small>〔クマの生息ゾーン〕</small>	・注意喚起 [登山者、林業関係者等] 市町 県 警察	・捕獲上限の設定による安定的な個体群の維持 県	・生息環境の保全、再生 市町 県
集落周辺ゾーン <small>〔集落ゾーンの周辺地域〕</small>	・有害捕獲の実施 市町 県 警察 ・注意喚起 [登山者、林業関係者等] 市町 県 警察 ・バッファーズーンの整備 市町 県		◀ 有害捕獲の実施  ▲ バッファーズーンの整備
集落ゾーン <small>〔市街地や農地等、人間活動が盛んな地域〕</small>	・有害捕獲、緊急銃猟の実施 市町 県 警察 ・注意喚起 [地域住民等] 市町 県 警察 ・誘因物の除去と管理 住民 市町 県 ・電気柵等の設置 住民 市町 県 ・藪等の刈払い 住民 市町 県		◀ 誘因物の除去と管理 (不要果樹の伐採)

1 クマの目撃・痕跡件数

令和7年度の目撃・痕跡件数は、**過去5年平均を下回った**

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R7	39	121	53	80	49	59	45	32	12	10	3	7	510
R6※	18	72	141	107	138	167	285	148	42	4	1	5	1,128
過去5年平均	17	49	73	72	72	66	146	118	30	3	1	4	654

※令和6年度はクマのエサとなる**ドングリ類が大凶作のため、クマの目撃・痕跡件数が大きく増加**

2 R7年度の取組

(1) 緊急銃猟を含めた出没防止対策及び体制構築に向けた市町支援

- ・市町職員への出没対応マニュアル等の作成指導
- ・資材（防護盾、クマ撃退スプレー等）の購入支援

(2) 研修会の開催

市町、警察職員を対象とした出没対応、机上訓練（2回、計80人が参加）

(3) 第1回ツキノワグマ対策連絡会議の開催

豊凶調査の結果を踏まえた、県民への注意喚起を実施（R7.9.19）



クマ出没研修（R7年7月29日）

3 R8年度の取組

R7年度の取組に加え、以下の取組を実施

(1) 緊急銃猟支援専門員の配置：森林動物研究センターに1名配置

- ・市町職員への緊急銃猟マニュアルの作成指導
- ・緊急銃猟の適切な実施に向け、市町職員や捕獲従事者への研修開催

(2) クマ目撃情報の一元化による注意喚起の強化

兵庫県警と連携し、市町に寄せられる緊急性の高いクマ出没に係る情報を「兵庫県警・安全安心マップ」（web）、「ひょうご防犯ネット+」（アプリ）に掲載し、情報を一元化【R8.5.18から運用開始】



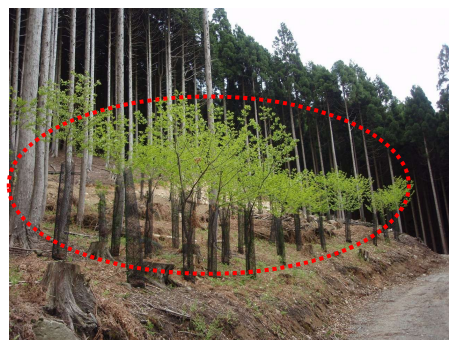
「安全安心マップ」と「ひょうご防犯ネット+」

区 分		役 割
兵庫県	本庁 (自然鳥獣共生課)	・有害捕獲方針を含む「ツキノワグマ管理計画」の策定
	県民局・センター (農林 (水産) 振興事務所)	・鳥獣保護管理法第9条に基づく有害捕獲許可 ・安全かつ適正な有害捕獲の指導
	森林動物研究センター	・有害捕獲個体の麻酔による不動化・処分 (モニタリング含む)
市 町		<ul style="list-style-type: none"> ・クマ出没現場の確認 ・地域住民等への注意喚起 ・県民局への有害鳥獣捕獲許可申請 ・捕獲従事者 (猟友会等) による捕獲
警察署		・住民の安全確保措置

■森林整備による野生動物対策

➤ 生息環境の保全・再生【生息地管理】

奥山で手入れ不足となっている高齢のスギ・ヒノキ人工林を伐採して野生動物のエサが実る広葉樹を植栽し、多様な樹種や林齢で構成される**針広混交林へ誘導**することで、野生動物の生息環境の保全・再生を図る



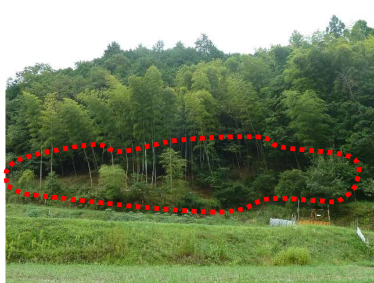
植栽した広葉樹が順調に生育



<取組の実施場所（イメージ）>

➤ 人と野生動物の棲み分け【被害管理】

集落や農地に近い山裾を帯状に伐採して**バッファゾーンを整備**することで、人と野生動物の棲み分けを図る



鬱蒼と草木が茂った山裾
(整備前)



見通しが良くなり動物の潜み場が解消
(整備後)

○森林整備による野生動物対策の一例

区分	内容
1 針葉樹林と広葉樹林の混交整備	
針広混交林への誘導	スギ・ヒノキ林の伐採、広葉樹の植栽、作業道の設置等
2 野生動物共生林整備	
バッファゾーン整備	山裾の伐採、管理用道路の設置等

※県民緑税を活用した災害に強い森づくりや国のクマ対策パッケージにより実施

4 知事メッセージ

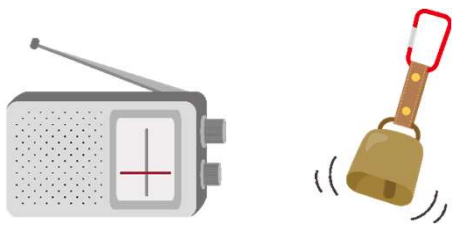
クマ被害の防ぎ方

(出会わない！呼び寄せない！)

ばったり
出会わない
ために



- 山林に行くときは、音の出るもの（ラジオや鈴）を携行



- 夕方から朝までの外出は、人里でも注意が必要

日が昇ろうとする時間帯や
日が暮れようとする時間帯は、
行動が活発化します！

集落に
呼び寄せない
ために



- 果樹や農地はトタン板や電気柵で防護し、不要な果樹は収穫や伐採
- 生ゴミは野外に捨てず、食べ物も屋内に収納
- クマが身を隠せる山すその藪や樹木は刈り払い



目撃や
痕跡を
発見したら



- 集落やその周辺でクマを目撃したり、糞や足跡などの痕跡を発見した場合は、速やかに最寄りの役場窓口に連絡

